委員会提出議案第2号

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月14日 提 出

提出者 議会運営委員会 委員長 楠 本 知 子

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則

第1条 橋本市議会会議規則(平成18年橋本市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節~第8節 略	第1節~第8節 略
第9節 公聴会、参考人(第78条—第84条)	
<u>第 10 節</u> 会議録(<u>第 85 条</u> 一 <u>第 89 条</u>)	<u>第9節</u> 会議録(<u>第78条</u> 一 <u>第82条</u>)
第2章 委員会	第2章 委員会
第 1 節 総則 (<u>第 90 条</u> 一 <u>第 94 条</u>)	第 1 節 総則 (<u>第 83 条</u> 一 <u>第 87 条</u>)
第 2 節 審査 (<u>第 95 条</u> 一 <u>第 111 条)</u>	第 2 節 審査 (<u>第 88 条</u> 一 <u>第 104 条</u>)
第 3 節 秘密会(<u>第 112 条</u> ・ <u>第 113 条)</u>	第 3 節 秘密会(<u>第 105 条</u> ・ <u>第 106 条</u>)
第 4 節 発言(<u>第 114 条</u> — <u>第 125 条</u>)	第 4 節 発言 (<u>第 107 条</u> 一 <u>第 118 条</u>)
第5節 委員長及び副委員長の互選(<u>第126条</u> ・ <u>第127条</u>)	第5節 委員長及び副委員長の互選(<u>第119</u> 条・ <u>第120条</u>)
第 6 節 表決 (<u>第 128 条</u> 一 <u>第 138 条</u>)	第 6 節 表決 (<u>第 121 条</u> 一 <u>第 131 条</u>)
第 3 章 請願(<u>第 139 条</u> 一 <u>第 145 条</u>)	第 3 章 請願(<u>第 132 条</u> — <u>第 138 条</u>)
第4章 辞職及び資格の決定(<u>第146条</u> — <u>第150条</u>)	第4章 辞職及び資格の決定(<u>第139条</u> 一 <u>第143条</u>)
第 5 章 規律(<u>第 151 条</u> 一 <u>第 159 条</u>)	第5章 規律(<u>第144条</u> — <u>第152条</u>)
第6章 懲罰(<u>第160条</u> 一 <u>第165条</u>)	第6章 懲罰(<u>第153条</u> 一 <u>第158条</u>)
第7章 議員の派遣 (第166条)	第7章 議員の派遣(<u>第159条</u>)
第 8 章 補則(<u>第 167 条</u>)	第8章 補則(<u>第160条</u>)
(kr 7 0 51 24)	(MT 0 4 24)
(修正の動議)	(修正の動議)
第 17 条 修正の動議は、その案をそなえ、 <u>法第 115 条の 3</u> の規定による	第17条 修正の動議は、その案をそなえ、 <u>法第115条の2</u> の規定による
ものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以	ものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以
上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する	第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託)に規定する
場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聞き</u> 、議員の質疑があるとき	場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聴き</u> 、議員の質疑があるとき

は質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。 ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託する ことができる。

2 • 3 略

第77条 略

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

- 第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その 日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出)
- 第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじ めその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。 (公述人の決定)
- 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者 があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言)
- 第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはなら ない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があると きは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 (議員と公述人の質疑)
- 第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。 (代理人又は文書による意見の陳述)
- 第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示す ることができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

は質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。 ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託する ことができる。

2 • 3 略

第77条 略

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長 は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な 事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

第10節 会議録

第85条~第159条 略

(懲罰動議の提出)

第160条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は<u>第113条</u>(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

第161条~第167条 略

第9節 会議録

第78条~第152条 略

(懲罰動議の提出)

第153条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は<u>第106条</u>(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

第154条~第160条 略

第2条 橋本市議会会議規則の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
	(所管事務等の調査) 第105条 略 2 議会運営委員会が、 <u>法第109条の2第4項</u> に規定する調査をしようと するときは、前項の規定を準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号) 附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。